

宮崎労働局発表
平成 29 年 12 月 13 日

【照会先】

職業安定部職業対策課

課長 前田 春一郎

課長補佐 田之上 睦子

障害者雇用担当官 紫藤 靖弘

電話 (0985)38-8824

平成 29 年 6 月 1 日現在の障害者の雇用状況**～雇用障害者数が過去最高～**

宮崎労働局では、このほど宮崎県に本社がある事業主及び地方公共団体などにおける、平成 29 年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は 2.0%）以上の障害者を雇用することを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年 6 月 1 日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、国が障害者の雇用義務のある事業主などに求めた報告に基づくものです。

障害者の雇用状況**【民間企業（50 人以上規模の企業）】**

- 実雇用率 **2.30%** で前年度比 0.02 ポイント減（都道府県順位は第 8 位）
※全国の平均実雇用率 1.97%
- 法定雇用率（2.0%）達成企業の割合 **66.5%**（都道府県順位は第 3 位）
※全国の法定雇用率達成企業割合 50.0%
- 雇用される障害者の数 **2,519.5 人** で過去最高

【公的機関】

- 2.3%の法定雇用率が適用される機関の実雇用率（県の教育委員会を除く）
2.49%（県の機関 2.63% 市町村の機関 2.42%）
- 2.2%の法定雇用率が適用される機関の実雇用率（県の教育委員会）
2.55%

【独立行政法人等】

- 2.3%の法定雇用率が適用される機関の実雇用率
2.08%

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

【民間企業（50人以上規模の企業）】

- 実雇用率は、前年の2.32%に比べて0.02ポイント減少し、2.30%となった。
また、都道府県順位は第8位（前年第8位）であった。（別紙1）
- 法定雇用率（2.0%）達成企業の割合は、前年の66.9%に比べて0.04ポイント減少し、66.5%となった。また、都道府県順位は第3位（前年第2位）であった。（別紙1）
- 雇用されている障害者の数（注1）は、前年の2,492.0人に比べて27.5人（1.1%）増加し、2,519.5人で過去最高となった。障害種別では身体障害者が1,693.0人（対前年比26人、1.5%減）と減少したが、知的障害者613.5人（同19.5人、3.3%増）、精神障害者は213.0人（同34.0人、19.0%増）と増加した。
（別紙1、別紙2の表1、別紙3）
- 報告対象企業数は、前年の727社と比べて8社増加し、735社であった。うち、医療・福祉業が最も多く212社（28.8%）となっている。（別紙2の表1）
- 産業別の実雇用率では、「製造業」（2.62%）、「電気・ガス・熱供給」（3.05%）、「運輸業・郵便業」（2.28%）、「医療・福祉業」（2.61%）、「複合サービス業」（2.20%）、「サービス業」（2.28%）が法定雇用率2.0%を上回っている。（別紙2の表1）
- 企業規模別の実雇用率は、300人～500人未満規模企業が最も低く2.15%となったが、すべての規模で法定雇用率2.0%を上回った（別紙2の表1）
- 産業別の達成企業割合では、「建設業」（70.4%）、「製造業」（76.8%）、「電気・ガス・熱供給」（100%）、「医療・福祉業」（74.5%）、「複合サービス業」（70.6%）が県平均（66.5%）を上回っている。（別紙2の表1）
- 企業規模別の達成企業割合は、50～100人未満規模企業（65.0%）で県平均を下回ったが、それ以外の規模では県平均を上回っている。（別紙2の表1）
- 法定雇用率未達成企業は246社（前年241社）。そのうち、不足数が0.5人又は1人の企業は197社で、未達成企業全体の80.1%を占めている。また、障害者を1人も雇用していない企業（雇用ゼロ企業）は143社で、58.1%となっている。（別紙4）

（注1）雇用されている障害者の数については、重度身体障害者又は重度知的障害者については、1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントし、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人としてカウントする。

【公的機関】

- 2.3%の法定雇用率が適用される機関（地方公共団体（県の教育委員会を除く））
在職している障害者の数は383.5人で、前年の369.5人より14.0人増加しており、実雇用率は2.49%となり、前年に比べ0.09ポイント上昇した。

県の機関はすべて達成。市町村の機関は26市町村のうち1市3町が雇用率未達成となった。なお、西米良村については、算定基礎となる職員数が43.5人未満のため、雇用義務が発生していない。

〈未達成機関〉西都市、門川町、綾町、高原町

（西都市は平成29年11月1日付、門川町は平成29年11月27日達成となる。別紙5備考欄参照）

（別紙2の表2、別紙5）

- 2.2%の法定雇用率が適用される機関（県の教育委員会）
在職している障害者の数は170人で、前年の166人より4人増加。実雇用率は前年の2.49%から0.06ポイント上昇し、2.55%となり、雇用率達成となっている。

（別紙2の表2、別紙5）

【独立行政法人等】

- 2.3%の法定雇用率が適用される機関
県内の独立行政法人4機関にて雇用されている障害者の数は47.0人で、実雇用率は2.08%となり、1機関が未達成となっている。

（別紙2の表2、別紙5）

未達成企業への対応

【民間企業】

- 法定雇用率未達成の民間企業に対しては、各公共職業安定所長が達成指導を実施しており、平成29年10月末までに平成29年6月1日現在で未達成であった246社のうち121社に対し達成指導を行い、うち、11社の未達成が解消された。

【公的機関】

- 公的機関については、労働者を雇用する立場においては、民間企業と同様であるが、民間企業に障害者雇用について協力を求める以上、民間企業に率先垂範して法定雇用率を達成すべき立場にある。

未達成機関に対しては、30年1月1日を始期とする「障害者採用計画」の策定、提

出と合わせ早期の解消をを求めている。

【独立行政法人等】

- 独立行政法人等については、国及び地方公共団体に準じ、民間企業に率先垂範して法定雇用率を達成すべき立場にあり、各公共職業安定所長が達成指導を行う。

- 達成指導とは

未達成企業の事業主及び未達成公的機関の首長に対し、訪問により、現状確認を行うと共に障害者雇用事例等の提供や各障害者就労支援機関の各種支援策を説明し、障害者雇用への理解を求め、早期の未達成解消の指導を行うもの。

特に雇用ゼロ企業（障害者を一人も雇用していない企業）については、法の趣旨、雇用義務及び社会的責任について改めて指導を行うとともに、障害特性についてのセミナー、事業所見学、職場実習等により理解を促すなど、重点指導を行う。

障害者の雇用状況

平成29年6月1日現在

1 一般の民間企業における障害者雇用状況

年	企業数 社	算定基礎 労働者数 人	障害者数				実雇用率 %	雇用率達 成企業数 社	雇用率達成 企業割合 %
			合計 人	身体障害者 数 人	知的障害者 数 人	精神障害者 数 人			
平成29年	735	109,537.5	2,519.5	1,693.0	613.5	213.0	2.30	489	66.5

(注) 1 算定基礎労働者数とは、常用労働者数から除外率相当数を除いた法定雇用障害者数の算定となる労働者数である。

※重度身体障害者又は重度知的障害者は1人の雇用をもって2人分、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者は1人、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については0.5人分としてカウントされる。

2 一般の民間企業における雇用状況の推移

年	企業数 社	算定基礎 労働者数 人	障害者の数				実雇用率 %	雇用率達 成企業数 社	雇用率達成 企業割合 %	
			合計 人	身体障害者 数 人	知的障害者 数 人	精神障害者 数 人				
全国	平成24年	76,308	22,577,527.0	382,363.5	291,013.5	74,743.0	16,607.0	1.69	35,694	46.8
	平成25年	85,314	23,213,401.0	408,947.5	303,798.5	82,930.5	22,218.5	1.76	36,413	42.7
	平成26年	86,648	23,650,463.5	431,225.5	313,314.5	90,203.0	27,708.0	1.82	38,760	44.7
	平成27年	87,935	24,122,923.0	453,133.5	320,752.5	97,744.0	34,637.0	1.88	41,485	47.2
	平成28年	89,359	24,650,200.5	474,374.0	327,600.0	104,746.0	42,028.0	1.92	43,569	48.8
	平成29年	91,024	25,204,720.0	495,795.0	333,454.0	112,293.5	50,047.5	1.97	45,553	50.0
宮崎県	平成24年	612	99,003.5	1,936.5	1,411.0	478.5	47.0	1.96	399	65.2
	平成25年	700	105,169.0	2,143.5	1,524.0	539.5	80.0	2.04	415	59.3
	平成26年	718	106,312.0	2,291.0	1,601.0	569.5	120.5	2.15	455	63.4
	平成27年	726	107,810.5	2,417.0	1,691.0	587.0	139.0	2.24	498	68.6
	平成28年	727	107,640.5	2,492.0	1,719.0	594.0	179.0	2.32	486	66.9
	平成29年	735	109,537.5	2,519.5	1,693.0	613.5	213.0	2.30	489	66.5

(注) 1 算定基礎労働者数とは、常用労働者数から除外率相当数を除いた法定雇用障害者数の算定となる労働者数である。

※重度身体障害者又は重度知的障害者は1人の雇用をもって2人分、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者は1人、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については0.5人分としてカウントしている。

3 一般の民間企業における雇用率、雇用率達成企業割合の都道府県順位

年	順位	1位		2位		3位		4位		5位		6位		7位		8位		9位	
		率	県	率	県	率	県	率	県	率	県	率	県	率	県	率	県	率	県
平成29年	実雇用率	2.62	奈良県	2.56	山口県	2.54	佐賀県	2.52	岡山県	2.44	大分県	2.43	沖縄県	2.40	福井県	2.30	宮崎県	2.26	長崎県
	達成企業割合	72.6	佐賀県	68.1	島根県	66.5	宮崎県	66.0	徳島県	63.2	奈良県	62.1	和歌山県	61.7	鹿児島県	61.6	沖縄県	61.4	大分県
平成28年	実雇用率	2.60	奈良県	2.47	山口県	2.46	大分県	2.45	岡山県	2.43	佐賀県	2.41	和歌山県	2.34	沖縄県	2.32	宮崎県	2.31	福井県
	達成企業割合	73.1	佐賀県	66.9	宮崎県	66.3	島根県	64.7	和歌山県	63.7	徳島県	62.4	高知県	61.5	鹿児島県	61.2	大分県	60.8	三重県

4 安定所別の障害者雇用状況

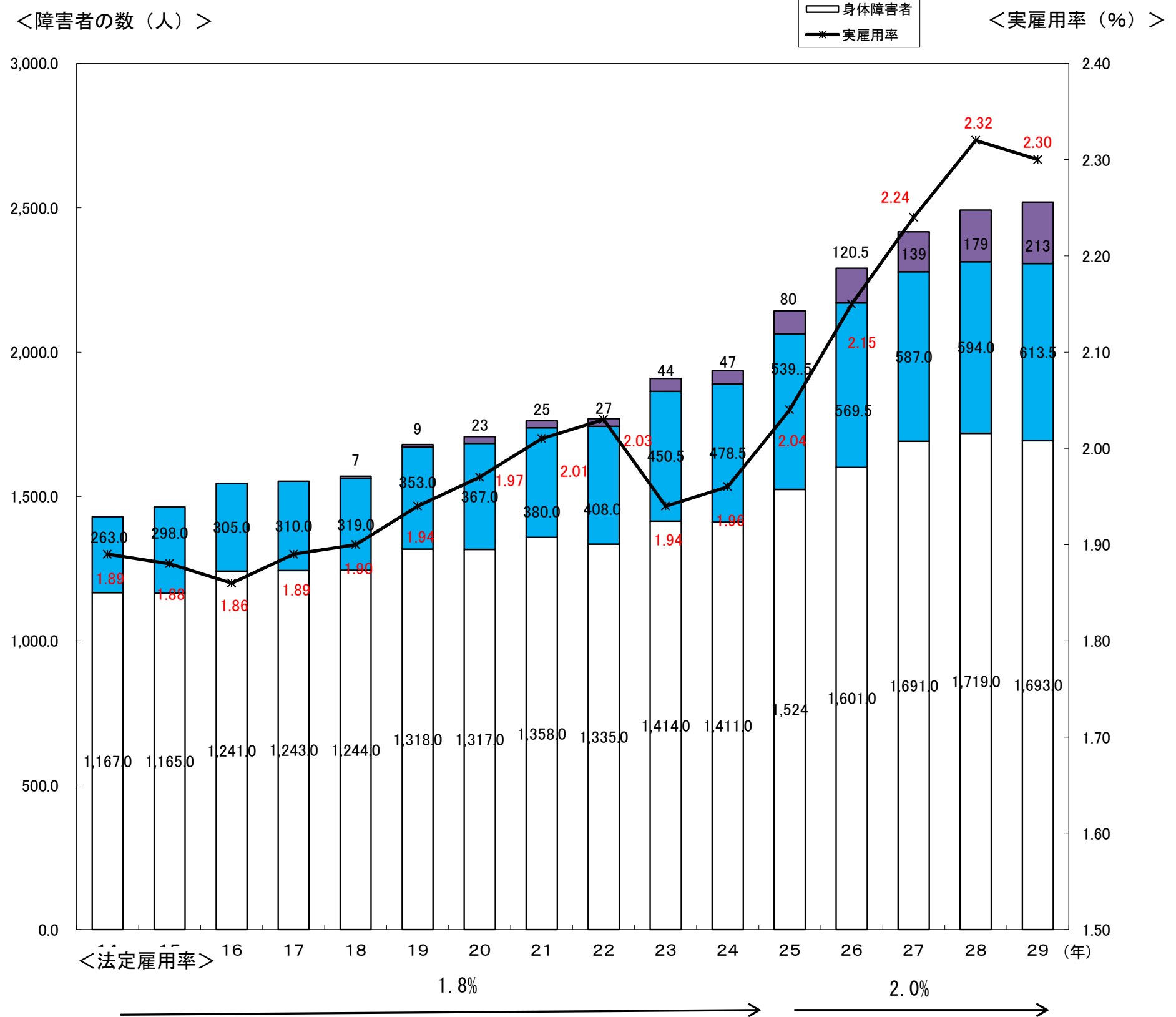
安定所	企業数 社	算定基礎 労働者数 人	障害者の数				実雇用率 %	雇用率達成 企業数 社	雇用率達成 企業割合 %
			合計 人	身体障害者 数 人	知的障害者 数 人	精神障害者 数 人			
宮崎	329	51,815.0	1,159.0	757.0	278.0	124.0	2.24	197	59.9
延岡	81	10,400.0	186.0	135.5	38.5	12.0	1.79	51	63.0
日向	49	7,319.0	173.0	117.0	48.5	7.5	2.36	36	73.5
都城	148	20,554.5	506.0	344.0	125.0	37.0	2.46	101	68.2
日南	42	5,176.0	129.5	89.0	27.5	13.0	2.50	36	85.7
高鍋	43	8,004.5	201.5	132.0	57.5	12.0	2.52	34	79.1
小林	43	6,268.5	164.5	118.5	38.5	7.5	2.62	34	79.1
計	735	109,537.5	2,519.5	1,693.0	613.5	213.0	2.30	489	66.5

(注) 1 算定基礎労働者数とは、常用労働者数から除外率相当数を除いた法定雇用障害者数の算定となる労働者数である。

※重度身体障害者又は重度知的障害者は1人の雇用をもって2人分、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者は1人、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については0.5人分としてカウントされる。

民間企業における障害者の雇用状況(グラフ)

(1) 実雇用率と雇用されている障害者の数の推移



注1：雇用義務のある企業（平成24年までは56人以上規模、平成25年以降は50人以上規模の企業）についての集計である。

注2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

- 平成17年度まで
 - 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
 - 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
 - 重度身体障害者である短時間労働者
 - 重度知的障害者である短時間労働者
- 平成18年度以降
 - 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
 - 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
 - 重度身体障害者である短時間労働者
 - 重度知的障害者である短時間労働者
 - 精神障害者
 - 精神障害者である短時間労働者
 - （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

- 平成23年度以降
 - 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
 - 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
 - 重度身体障害者である短時間労働者
 - 重度知的障害者である短時間労働者
 - 精神障害者
 - 身体障害者である短時間労働者
 - （身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
 - 知的障害者である短時間労働者
 - （知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
 - 精神障害者である短時間労働者
 - （精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

障害者の雇用状況

1 民間企業における障害者の雇用の現状

平成29年6月1日現在

	企業数 社	雇用状況						実雇用率 %	雇用率達成 企業数 社	雇用率達成 企業割合 %		
		算定基礎 労働者数 人	障害者の数									
			A 重度身体 障害者及び重度 知的障害者 人	B 重度身体 障害者及び重度 知的障害者であ る短時間労働者 人	C 重度以外の 身体障害者、知 的障害者及び精 神障害者 人	D 重度以外の 身体障害者及び 知的障害者並び に精神障害者で ある短時間労働 者 人	E 合計 A×2+B+C+D×0.5 人					
企業計	735 (727)	109,537.5 (107,640.5)	469 (484)	130 (123)	1,267 (1,229)	369 (344)	2,519.5 (2,492.0)	2.30 (2.32)	489 (486)	66.5 (66.9)		
産 業 別	農・林・漁業 AB	18 (16)	1,722.5 (1,688.5)	2 (5)	3 (1)	17 (23)	9 (6)	28.5 (37.0)	1.65 (2.19)	10 (12)	55.6 (75.0)	
	鉱業、採石業、砂利採取業 C	1 (1)	52.0 (61.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0.00 (0.00)	0 (0)	0.0 (0.0)	
	建設業 D	27 (27)	2,785.0 (2,766.0)	15 (16)	1 (1)	22 (21)	0 (1)	53.0 (54.5)	1.90 (1.97)	19 (18)	70.4 (66.7)	
	製造業 E	142 (142)	25,211.5 (24,511.0)	138 (143)	16 (14)	357 (330)	25 (22)	661.5 (641.0)	2.62 (2.62)	109 (105)	76.8 (73.9)	
	電気・ガス・熱供給 F	2 (2)	229.5 (223.5)	1 (1)	0 (0)	5 (4)	0 (0)	7.0 (6.0)	3.05 (2.68)	2 (2)	100.0 (100.0)	
	情報通信業 G	22 (21)	2,970.5 (2,875.5)	10 (10)	3 (2)	16 (15)	2 (4)	40.0 (39.0)	1.35 (1.36)	10 (11)	45.5 (52.4)	
	運輸業・郵便業 H	41 (42)	5,475.0 (5,522.5)	16 (22)	9 (4)	83 (85)	2 (10)	125.0 (138.0)	2.28 (2.50)	27 (33)	65.9 (78.6)	
	卸売・小売業 I	112 (109)	16,505.0 (16,315.5)	48 (49)	23 (18)	167 (175)	60 (54)	316.0 (318.0)	1.91 (1.95)	59 (61)	52.7 (56.0)	
	金融・保険業 J	14 (17)	4,120.5 (4,661.5)	21 (19)	1 (2)	36 (35)	6 (7)	82.0 (78.5)	1.99 (1.68)	9 (8)	64.3 (47.1)	
	不動産業・物品賃貸業 K	6 (5)	552.0 (493.5)	2 (1)	0 (0)	2 (5)	0 (0)	6.0 (7.0)	1.09 (1.42)	3 (4)	50.0 (80.0)	
	学術研究・専門サービス業 L	6 (7)	428.0 (463.5)	0 (0)	0 (0)	0 (3)	0 (0)	0.0 (3.0)	0.00 (0.65)	0 (3)	0.0 (42.9)	
	飲食店・宿泊業 M	20 (19)	1,965.5 (1,830.5)	7 (7)	0 (0)	11 (17)	7 (5)	28.5 (33.5)	1.45 (1.83)	10 (10)	50.0 (52.6)	
	生活関連サービス業・娯楽業 N	20 (23)	1,998.0 (2,156.0)	21 (21)	4 (8)	21 (21)	9 (7)	71.5 (74.5)	3.58 (3.46)	10 (11)	50.0 (47.8)	
	教育・学習支援業 O	19 (18)	2,215.0 (2,127.5)	10 (8)	3 (1)	15 (17)	1 (1)	38.5 (34.5)	1.74 (1.62)	11 (10)	57.9 (55.6)	
	医療・福祉業 P	212 (214)	28,707.5 (28,640.5)	125 (134)	58 (67)	335 (316)	213 (201)	749.5 (751.5)	2.61 (2.62)	158 (158)	74.5 (73.8)	
	複合サービス業 Q	17 (16)	5,523.5 (5,504.5)	27 (25)	1 (2)	64 (59)	5 (3)	121.5 (112.5)	2.20 (2.04)	12 (11)	70.6 (68.8)	
	サービス業 R	56 (48)	9,076.5 (7,799.5)	26 (23)	8 (3)	116 (103)	30 (23)	191.0 (163.5)	2.10 (2.10)	40 (29)	71.4 (60.4)	
	規 模 別	50人～100人未満	380 (378)	25,976.0 (25,855.0)	103 (122)	54 (48)	279 (274)	109 (104)	593.5 (618.0)	2.28 (2.39)	247 (245)	65.0 (64.8)
		100人～300人未満	272 (270)	40,948.0 (40,685.5)	156 (149)	58 (56)	470 (461)	171 (161)	925.5 (895.5)	2.26 (2.20)	181 (186)	66.5 (68.9)
		300人～500人未満	51 (47)	16,639.0 (15,488.5)	69 (73)	12 (13)	183 (183)	50 (43)	358.0 (363.5)	2.15 (2.35)	35 (34)	68.6 (72.3)
500人～1000人未満		22 (23)	14,375.5 (15,195.5)	90 (94)	3 (4)	174 (178)	20 (19)	367.0 (379.5)	2.55 (2.50)	18 (15)	81.8 (65.2)	
1,000人以上		10 (9)	11,599.0 (10,416.0)	51 (46)	3 (2)	161 (133)	19 (17)	275.5 (235.5)	2.38 (2.26)	8 (6)	80.0 (66.7)	

- (注) 1 算定基礎労働者数とは、常用労働者数から除外率相当数を除いた法定雇用障害者数の算定となる労働者数である。
 2 重度身体障害者又は重度知的障害者は1人の雇用をもって2人分、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者は1人、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者は0.5人分としてカウントされる。
 3 ()内は前年の数値である。

2 地方公共団体における障害者の雇用状況

平成29年6月1日現在

	機関数 機関	雇用状況						実雇用率 %	雇用率達成 機関数 機関	雇用率達成 機関割合 %
		職員数 人	障害者の数							
			A 重度身体 障害者及び重度 知的障害者 人	B 重度身体 障害者及び重度 知的障害者であ る短時間労働者 人	C 重度以外の 身体障害者、知 的障害者及び精 神障害者 人	D 重度以外の 身体障害者及び 知的障害者並び に精神障害者で ある短時間労働 者 人	E 合計 A×2+B+C+D×0.5 人			
2.3%が適用される機関	29 (30)	15,404.0 (15,392.5)	83 (79)	16 (14)	184 (183)	35 (29)	383.5 (369.5)	2.49 (2.40)	25 (28)	86.2 (93.3)
2.2%が適用される機関	1 (1)	6,667.0 (6,664.0)	52 (51)	0 (0)	66 (64)	0 (0)	170.0 (166.0)	2.55 (2.49)	1 (1)	100.0 (100.0)

- (注) 1 法定雇用率2.2%が適用される機関は、県の教育委員会であり、それ以外の機関は2.3%が適用される。
 2 ()内は、前年の数値である。なお、1機関は算定基礎となる職員数が43.5人未満のため、雇用義務が発生していない。

3 独立行政法人における障害者の雇用状況

平成29年6月1日現在

	機関数 機関	雇用状況						実雇用率 %	雇用率達成 機関数 機関	雇用率達成 機関割合 %
		職員数 人	障害者の数							
			A 重度 障害者数 人	B 重度身体 障害者及び重度 知的障害者であ る短時間労働者 人	C 重度以外の 身体障害者、知 的障害者及び精 神障害者 人	D 重度以外の 身体障害者及び 知的障害者並び に精神障害者で ある短時間労働 者 人	E 合計 A×2+B+C+D×0.5 人			
2.3%が適用される機関	4 (4)	2,257.0 (2,145.5)	14 (16)	0 (0)	19 (17)	0 (0)	47.0 (49.0)	2.08 (2.28)	3 (3)	75.0 (75.0)

障害種別の雇用状況

平成29年6月1日現在

民間企業における障害者の雇用の現状

	障害者の数	身体障害者の数					知的障害者の数					精神障害者の数				
		A 重度障害者数 人	B 重度身体障害者である短時間労働者 人	C 重度以外の身体障害者 人	D 重度以外の身体障害者である短時間労働者 人	E 合計 A×2+B+C+D×0.5 人	A 重度障害者数 人	B 重度知的障害者である短時間労働者 人	C 重度以外の知的障害者 人	D 重度以外の知的障害者である短時間労働者 人	E 合計 A×2+B+C+D×0.5 人	B 常用の精神障害者数 人	C 短時間の精神障害者数 人	D 合計 B+C×0.5 人		
企業計	2,519.5 (2,492.0)	359 (368)	89 (81)	819 (838)	134 (128)	1,693.0 (1,719.0)	110 (116)	41 (42)	291 (268)	123 (104)	613.5 (594.0)	157 (123)	112 (112)	213.0 (179.0)		
産業別	農・林・漁業	28.5 (37.0)	1 (3)	2 (0)	11 (21)	3 (2)	16.5 (28.0)	1 (2)	1 (1)	5 (1)	6 (3)	11.0 (7.5)	1 (1)	0 (1)	1.0 (1.5)	
	鉱業、採石業、砂利採取業	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
	建設業	53.0 (54.5)	15 (16)	0 (0)	16 (17)	0 (1)	46.0 (49.5)	0 (0)	1 (1)	1 (2)	0 (0)	2.0 (3.0)	5 (2)	0 (0)	5.0 (2.0)	
	製造業	661.5 (641.0)	104 (103)	9 (7)	204 (205)	12 (12)	427.0 (424.0)	34 (40)	7 (7)	107 (91)	8 (8)	186.0 (182.0)	46 (34)	5 (2)	48.5 (35.0)	
	電気・ガス・熱供給	7.0 (6.0)	1 (1)	0 (0)	5 (4)	0 (0)	7.0 (6.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
	情報通信業	40.0 (39.0)	10 (9)	3 (2)	14 (14)	0 (1)	37.0 (34.5)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (2.0)	2 (1)	2 (3)	3.0 (2.5)	
	運輸業・郵便業	125.0 (138.0)	16 (22)	9 (4)	70 (73)	2 (6)	112.0 (124.0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0.0 (2.0)	13 (10)	0 (4)	13.0 (12.0)	
	卸売・小売業	316.0 (318.0)	37 (39)	14 (9)	102 (112)	21 (19)	200.5 (208.5)	11 (10)	9 (9)	51 (54)	28 (24)	96.0 (95.0)	14 (9)	11 (11)	19.5 (14.5)	
	金融業・保険業	82.0 (78.5)	21 (19)	1 (2)	25 (28)	3 (3)	69.5 (69.5)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	2 (2)	2.0 (2.0)	10 (6)	1 (2)	10.5 (7.0)	
	不動産業・物品賃貸業	6.0 (7.0)	2 (1)	0 (0)	1 (4)	0 (0)	5.0 (6.0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1.0 (1.0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
	学術研究・専門サービス	0.0 (3.0)	0 (0)	0 (0)	0 (3)	0 (0)	0.0 (3.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	
	宿泊業・飲食サービス業	28.5 (33.5)	7 (7)	0 (0)	5 (9)	2 (2)	20.0 (24.0)	0 (0)	0 (0)	5 (4)	3 (3)	6.5 (5.5)	1 (4)	2 (0)	2.0 (4.0)	
	生活関連サービス業・娯楽業	71.5 (74.5)	0 (0)	2 (5)	9 (9)	4 (4)	13.0 (16.0)	21 (21)	2 (3)	12 (12)	2 (2)	57.0 (58.0)	0 (0)	3 (1)	1.5 (0.5)	
	教育・学習支援業	38.5 (34.5)	10 (8)	3 (1)	12 (13)	1 (1)	35.5 (30.5)	0 (0)	0 (0)	1 (2)	0 (0)	1.0 (2.0)	2 (2)	0 (0)	2.0 (2.0)	
	医療・福祉業	749.5 (751.5)	89 (96)	39 (47)	213 (201)	67 (62)	463.5 (471.0)	36 (38)	19 (20)	76 (75)	62 (55)	198.0 (198.5)	46 (40)	84 (84)	88.0 (82.0)	
	複合サービス業	121.5 (112.5)	24 (23)	0 (1)	53 (49)	1 (0)	101.5 (96.0)	3 (2)	1 (1)	6 (6)	3 (2)	14.5 (12.0)	5 (4)	1 (1)	5.5 (4.5)	
	サービス業	191.0 (163.5)	22 (21)	7 (3)	79 (76)	18 (15)	139.0 (128.5)	4 (2)	1 (0)	25 (17)	9 (5)	38.5 (23.5)	12 (10)	3 (3)	13.5 (11.5)	
	規模別	50人～100人未満	593.5 (618.0)	70 (87)	40 (30)	175 (184)	32 (35)	371.0 (405.5)	33 (35)	14 (18)	67 (60)	34 (24)	164.0 (160.0)	37 (30)	43 (45)	58.5 (52.5)
		100人～300人未満	925.5 (895.5)	132 (124)	36 (38)	327 (343)	54 (50)	654.0 (654.0)	24 (25)	22 (18)	83 (73)	64 (59)	185.0 (170.5)	60 (45)	53 (52)	86.5 (71.0)
		300人～500人未満	358.0 (363.5)	65 (65)	8 (8)	129 (133)	29 (24)	281.5 (283.0)	4 (8)	4 (5)	40 (38)	14 (15)	59.0 (66.5)	14 (12)	7 (4)	17.5 (14.0)
500人～1000人未満		367.0 (379.5)	54 (57)	2 (3)	110 (106)	10 (11)	225.0 (228.5)	36 (37)	1 (1)	46 (55)	4 (2)	121.0 (131.0)	18 (17)	6 (6)	21.0 (20.0)	
1,000人以上		275.5 (235.5)	38 (35)	3 (2)	78 (72)	9 (8)	161.5 (148.0)	13 (11)	0 (0)	55 (42)	7 (4)	84.5 (66.0)	28 (19)	3 (5)	29.5 (21.5)	

(注) 1 重度身体障害者又は重度知的障害者は1人の雇用をもって2人分、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者は1人、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については0.5人分としてカウントしている。

2 ()内は前年の数値である。

障害者不足数階層別の法定雇用率未達成企業数

平成29年6月1日現在

区分	法定雇用率 未達成企業 の数	不足数						障害者の 数が0人で ある企業	
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人又は5人	5.5人以上		
企業計	246 (100.0)	197 (80.1)	34 (13.8)	8 (3.3)	6 (2.4)	1 (0.4)	0 (0.0)	143 (58.1)	
産業別	農・林・漁業	8 (100.0)	7 (87.5)	1 (12.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (62.5)
	鉱業・採石業・砂利採取業	1 (100.0)	1 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (100.0)
	建設業	8 (100.0)	7 (87.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (12.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	8 (100.0)
	製造業	33 (100.0)	26 (78.8)	4 (12.1)	2 (6.1)	1 (3.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	17 (51.5)
	電気・ガス・熱供給	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	情報通信業	12 (100.0)	6 (50.0)	5 (41.7)	1 (8.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	7 (58.3)
	運輸業・郵便業	14 (100.0)	10 (71.4)	2 (14.3)	1 (7.1)	1 (7.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	9 (64.3)
	卸売・小売業	53 (100.0)	48 (90.6)	5 (9.4)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	34 (64.2)
	金融業・保険業	5 (100.0)	4 (80.0)	1 (20.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (100.0)
	不動産業・物品賃貸業	3 (100.0)	3 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	3 (100.0)
	学術研究・専門サービス業	6 (100.0)	6 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (83.3)
	宿泊業・飲食サービス業	10 (100.0)	8 (80.0)	1 (10.0)	1 (10.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	6 (60.0)
	生活関連サービス業・娯楽業	10 (100.0)	8 (80.0)	1 (10.0)	0 (0.0)	1 (10.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	6 (60.0)
	教育・学習支援業	8 (100.0)	7 (87.5)	1 (12.5)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	5 (62.5)
	医療・福祉業	54 (100.0)	43 (79.6)	6 (11.1)	3 (5.6)	1 (1.9)	1 (1.9)	0 (0.0)	24 (44.4)
	複合サービス業	5 (100.0)	2 (40.0)	2 (40.0)	0 (0.0)	1 (20.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (20.0)
サービス業	16 (100.0)	11 (68.8)	5 (31.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	7 (43.8)	
規模別	50人～100人未満	133 (100.0)	133 (100.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	121 (91.0)
	100人～300人未満	91 (100.0)	58 (63.7)	27 (29.7)	5 (5.5)	1 (1.1)	0 (0.0)	0 (0.0)	21 (23.1)
	300人～500人未満	16 (100.0)	4 (25.0)	6 (37.5)	1 (6.3)	5 (31.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (6.3)
	500人～1000人未満	4 (100.0)	1 (25.0)	1 (25.0)	2 (50.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	1,000人以上	2 (100.0)	1 (50.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	1 (50.0)	0 (0.0)	0 (0.0)

(注) 1 ()内は全体に対する割合%

県の各機関および市町村機関、独立行政法人の障害者雇用状況

平成29年6月1日現在

都道府県の機関(2.3%)

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ (%) 実雇用率	④ 不足数	備考
宮崎県知事部局	4,008.0	109.0	2.72%	0	
宮崎県企業局	82.5	2.0	2.42%	0	
宮崎県病院局	619.5	14.0	2.26%	0	
宮崎県警察本部	379.5	9.0	2.37%	0	

都道府県の機関(2.2%)

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ (%) 実雇用率	④ 不足数	備考
宮崎県教育委員会	6,667.0	170.0	2.55%	0	

市町村の機関(2.3%)

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ (%) 実雇用率	④ 不足数	備考
宮崎市	2,759.0	69.5	2.52%	0	特例認定あり
都城市	1,438.5	36.0	2.50%	0	特例認定あり
延岡市	1,064.0	29.0	2.73%	0	特例認定あり
日向市	576.5	15.0	2.60%	0	特例認定あり
西都市	372.5	7.5	2.01%	0.5	特例認定あり 29.11.1解消(注5)
日南市	728.0	16.0	2.20%	0	特例認定あり
串間市	326.0	9.0	2.76%	0	
小林市	444.0	10.0	2.25%	0	特例認定あり
えびの市	266.0	6.0	2.26%	0	
国富町	168.5	3.0	1.78%	0	特例認定あり
綾町	176.5	2.5	1.42%	1.5	
高千穂町	228.0	5.0	2.19%	0	
日之影町	113.0	3.0	2.65%	0	
五ヶ瀬町	104.0	2.0	1.92%	0	
門川町	133.0	2.0	1.50%	1	29.11.27 解消(注5)
美郷町	177.0	5.0	2.82%	0	
諸塚村	68.0	1.0	1.47%	0	
椎葉村	102.0	2.0	1.96%	0	
都農町	176.5	5.0	2.83%	0	
川南町	124.0	4.0	3.23%	0	
木城町	80.0	1.0	1.25%	0	
高鍋町	157.0	3.0	1.91%	0	
新富町	137.0	4.0	2.92%	0	
三股町	205.5	7.0	3.41%	0	
高原町	190.0	2.0	1.05%	2	
西米良村	-	-	-	-	①の人数が43.5人未満のため集計対象外(注6)

独立行政法人等(2.3%)

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ (%) 実雇用率	④ 不足数	備考
宮崎大学	2,019.0	42.0	2.08%	4	
航空大学校	114.5	2.0	1.75%	0	
宮崎公立大学	50.0	2.0	4.00%	0	
西都児湯医療センター	73.5	1.0	1.36%	0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者数」とは、身体障害者数と知的障害者数及び精神障害者数の計であり、重度身体障害者又は重度知的障害者である職員は1人の雇用をもって2人分、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間勤務職員は1人、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員は0.5人分としてカウントされる。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の算定基礎職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0になることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 特例認定とは、地方公共団体の機関(以下「地方機関」という。)においては、原則として任命権者ごとに障害者雇用率を達成することとされているものを、地方機関A(例:市長部局)及び地方機関B(例:教育委員会、水道局等)の申請に基づき、認定された場合に、一つの機関とみなすものである。
- 5 西都市については、11月1日付、門川町については11月27日付で不足数を解消し、雇用率達成となった。
- 6 西米良村については法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数が雇用義務対象の43.5人未満のため雇用義務が発生していない。



ポイント1 民間企業（50人以上規模の企業）の状況

- 実雇用率
 - ➡ **2.30%**（前年比0.02ポイント減）
 - ※ 全国平均は1.97%（前年比0.08ポイント上昇）
全国順位は8位。
- 法定雇用率（2.0%）達成企業の割合
 - ➡ **66.5%**（前年比0.4ポイント減）
 - ※ 全国平均は50.0%（前年比1.6ポイント上昇）
全国順位は3位。
 - ※ 対象企業735社（前年比8社増）。
うち489社が達成。（前年比3社増）
- 雇用される障害者の数
 - ➡ **2,519.5人**（前年比27.5人増、1.1%上昇：**過去最高**）
 - ※ 全国は495,862.5人（前年比21,488.5人増、4.5%上昇）
 - ※ 平成17年以降毎年増加

ポイント2 公的機関の状況

- **2.3%の法定雇用率が適用される機関の実雇用率**
 - ➡ **2.49%**（前年比0.09ポイント上昇）
 - ※ 県の教育委員会を除く県及び市町村機関。
 - ※ 県は達成。
 - ※ 市町村は1市3町が未達成。
その後1市1町が解消。
- **2.2%の法定雇用率が適用される機関の実雇用率**
 - ➡ **2.55%**（前年比0.06ポイント上昇）
 - ※ 宮崎県教育委員会（法定雇用率達成）

ポイント3 雇用率未達成企業

- **宮崎労働局管内の未達成企業数**
 - ➡ **246社（民間企業）**（前年比5社増）
 - ※ 不足数0.5人～1人の企業数**197社**（全体の80.1%）
 - ※ 0人雇用（障害者を一人も雇用していない）企業
143社（全体の58.1%）
 - 1機関（独立行政法人）**（前年1機関）

未達成企業への対応

民間企業・特殊法人

雇用率未達成企業（50人以上規模企業）が246社、特殊法人が1機関あることから、宮崎労働局、ハローワークによる達成指導※を強力に実施し、早期解消を図る。特に雇用ゼロ企業（障害者を一人も雇用していない企業）については、重点的に指導を行う。

- ※ 未達成企業の事業主に対し、訪問により、現状確認を行うと共に障害者雇用事例等の提供や各障害者就労支援機関の各種支援策を説明し、障害者雇用への理解を求め、早期の未達成解消の指導を行うもの。
- 特に雇用ゼロ企業（障害者を1人も雇用していない企業）については、法の趣旨、雇用義務及び社会的責任について改めて指導を行うとともに、障害特性についてのセミナー、事業所見学、職場実習等により理解を促すなど、重点指導を行う。